

国立研究開発法人建築研究所行動計画

建築研究所の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間中における年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする（非常勤職員を除く）。

<対策>

- 平成30年 4月～ 年次有給休暇や夏季休暇（特別休暇）の取得状況を引き続き把握する。
- 平成30年 4月～ 夏季休暇や年末・年始等にあわせた連続休暇取得促進の啓発を行う。
- 平成30年 4月～ 年次有給休暇の取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなど取得促進のための取り組みを、積極的にメールで周知する。（以上の対策を、行動計画期間中毎年繰り返し実施。）

目標2：育児・介護休暇や育児・介護休業制度の周知を徹底する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 制度について所内HPに掲載して周知する。
- 平成30年 4月～ 職員を妊娠・出産等に関するハラスメントの講習会等に参加させ、知識の向上を図る。

目標3：時間外労働の削減のための措置を引き続き実施する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 毎週水曜日及び金曜日の定時退庁日の周知に引き続き努める。